答弁第二二〇号

内閣衆質一九八第二二〇号

令和元年六月二十一日

内閣総理大臣 安 倍 晋 \equiv

衆議院議員辻元清美君提出今後の経済見通し等に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆

議

院

議長

大

島

理

森 殿

衆議院議員辻元清美君提出今後の経済見通し等に関する質問に対する答弁書

問一から問三までについて

お尋ねの「二〇一三年度以前の過去二十年の各年度の全要素生産性(TFP)上昇率」 (以下「過去二

十年全要素生産性上昇率」という。)の「二〇一五年二月十二日の見直し」前の数値は、 三〇一四(平

成二十六)年七~九月期四半期別GDP速報(二次速報値)」(平成二十六年十二月八日内閣府公表)

等

により、次のとおりであると推計していたところである。

平成六年度 〇・四パーセント程度

平成七年度 〇・一パーセント程度

平成八年度 〇・〇パーセント程度

平成九年度 マイナス〇・〇パーセント程度

平成十年度 〇・一パーセント程度

平成十一年度 〇・三パーセント程度

平成十二年度 〇・五パーセント程度

_

平成十三年度 〇・七パーセント程度

平成十四年度 〇・八パーセント程度

平成十五年度 〇・九パーセント程度

平成十六年度 〇・八パーセント程度

平成十七年度 〇・六パーセント程度

平成十八年度 〇・五パーセント程度

平成十九年度 〇・四パーセント程度

平成二十年度 〇・四パーセント程度

平成二十一年度 〇・四パーセント程度

平成二十二年度 〇・五パーセント程度

平成二十三年度 〇・五パーセント程度

平成二十四年度 〇・五パーセント程度

平成二十五年度 〇・五パーセント程度

方、 お尋ねの過去二十年全要素生産性上昇率の「二〇一五年二月十二日の見直し」後の数値及び「二

○一四年度から二○一八年度の各年度の全要素生産性 (TFP) 上昇率」の数値は、 「二〇一九年一~三

月期四半期別GDP速報(二次速報値)」 (令和元年六月十日内閣府公表) 等により、 以下のとおりであ

ると推計しているところである。

平成六年度 一・〇パーセント程度

平成七年度 一・〇パーセント程度

平成八年度 〇・九パーセント程度

平成九年度 〇・七パーセント程度

平成十年度 〇・七パーセント程度

平成十一年度 〇・九パーセント程度

平成十二年度 一・〇パーセント程度

平成十三年度 一・二パーセント程度

平成十四年度 一・二パーセント程度

平成十五年度 一・二パーセント程度

平成十六年度 一・一パーセント程度

平成十七年度 〇・九パーセント程度

平成十八年度 〇・七パーセント程度

平成十九年度 〇・五パーセント程度

平成二十年度 〇・五パーセント程度

平成二十一年度 〇・七パーセント程度

平成二十二年度 〇・九パーセント程度

平成二十三年度 一・〇パーセント程度

平成二十四年度 一・〇パーセント程度

平成二十六年度 〇・七パーセント程度平成二十五年度 〇・九パーセント程度

平成二十七年度 〇・六パーセント程度

平成二十八年度 〇・五パーセント程度

平成二十九年度 〇・四パーセント程度

平成三十年度 〇・三パーセント程度

また、お尋ねの「二〇一三年度から二〇一八年度の各年度の全要素生産性(TFP)上昇率」につい

て、「○・八%」又は「○・九%に到達した年度」は、いずれも平成二十五年度のみであったと推計して

いるところである。

ただし、全要素生産性上昇率は、 用いるデータの改定等により、推計値は変わり得るものであることか

ら相当の幅をもって見る必要がある。

問四について

御指摘の「平成二十六年財政検証結果」については平成二十六年六月三日に、 「平成二十一年財政検証

結果」については平成二十一年二月二十三日に、社会保障審議会年金部会にそれらの資料がそれぞれ提出

されているところである。

問五について

いては、 お尋ね 0 年 「年金積立金管理運用独立行政法人の二〇一八年度の管理及び運用実績の状況」 金積立金管理運用独立行政法人平成三十一年度計画」 において令和元年七月五日とされてい の公表日につ

問六について

るものと承知している。

えたい。 ○一九年度の国民年金の年金額」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和元年度の満額の老 おける「社会保障給付」の額十九万千八百八十円は、 載されている のであるところ、当該給付の額のうちの公的年金給付の額は十九万千十九円である。また、 の参考とはしないとしたところであり、 ることから、政府としては、正式な報告書としては、受け取らないということを決定し、今後の政策遂行 御指摘 なお、 の報告書については、 「高齢夫婦無職世帯 御指摘の 「第二十一回市場ワーキング・グループ 世間に著しい誤解や不安を与え、これまでの政府の政策スタンスとも異な (夫六十五歳以上、 当該報告書を前提にしたお尋ねについてお答えすることは差し控 妻六十歳以上の夫婦のみの無職世帯)」のグラフに 総務省の家計調査平成二十九年平均の結果によるも 厚生労働省資料」の二十四ページに記 お尋ねの「二

齢基礎年金の額は、

七十八万百円である。

問七について

る年金積立金管理運用独立行政法人の収益額は、平成二十八年一月八日の衆議院予算委員会において安倍 お尋ね 0 「安倍総理が言うところの「民主党政権時代の三年間」」 (以下「三年間」という。) におけ

内閣総理大臣が答弁したとおり、四・一兆円である。

は、 ることは困難である。 終期は年度の途中であり、 していたかどうか」については、年金財政の安定のために必要となる年金積立金の実質的な運 して年度ごとに設定された運用利回り及び賃金上昇率を用いて計算されているところ、三年間の始期及び お尋ねの三年間において、「二〇〇九年財政検証により算出された年金財政上必要な運用利回りを確保 国民年金事業及び厚生年金保険事業の財政の現況及び見通し(以下「財政検証」という。) したがって、お尋ねの「結果として年金財政上何らかの問題があったのか」につい 当該三年間に係る当該実質的な運用利回りは計算されていないため、 用 の前提と お答えす 利 回 り

ても、お答えすることは困難である。

お尋ねの 「為替の影響を除した金額」については、その意味するところが明らかではないため、お答え

することは困難である。

問八について

お尋ねについては、 仮定の質問であり、 お答えすることは差し控えたい。

問九について

お尋ねの「委員に説明を尽くした上で検討が進められたか」の意味するところが必ずしも明らかではな

いが、 例えば、御指摘の「第八回社会保障審議会年金部会の資料二「年金財政における経済前提について

(検討結果の報告)」」 (以下「報告書」という。)の案についての議論が行われた平成三十一年三月七

日開催 の社会保障審議会年金部会年金財政における経済前提に関する専門委員会の資料二の二十六ページ

「全要素生産性 (TFP) 上昇率の 「仮定」と「実績」 の比較」 においても、 全要素生産性上昇率の 出典

が示されているところであり、 お尋ねの報告書で示されている「全要素生産性 (TFP) 上昇率は内閣府

が二〇一五年二月十二日に見直した(上方修正した)後の数字であること」は、 同専門委員会の委員から

見ても明らかであると考えている。

問十について

公的年金制度については、 制度の長期的な持続可能性を確保するために、平成十六年の年金制度改正に

総理大臣の答弁は、 お を保つよう年金の給付水準を調整していくマクロ経済スライドを設けたところである。 付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金を保有しつつ、 いいて、 将来の保険料水準を固定する一方、 同年の年金制度改正以来、公的年金制度が、こうした仕組みとなっている旨を答弁し おおむね百年間の収支を均衡させる期間の終了時において給 当該期間にわたって財政 御指摘の安倍内閣 の均衡

たものである。

見通しは現時点では作成していない。 することを確認しながら、 少なくとも五年ごとに、財政検証が作成される年以降おおむね百年間の財政均衡期間において収支が均衡 年度)であり、 お尋ねの平成二十六年財政検証における財政均衡期間の終了年度は、 当該年度において、 公的年金制度の運営を行うための仕組みであり、 給付費の一年分程度の積立金を保有する見通しとなる。 当該終了年度以降 令和九十二年度(二千百十 財政検証 の積立金の 証 は

問十一について

による年金の額等の改定の特例に関する法律 御指摘 \bigcirc 「特例法」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成十二年度における国民年金法 (平成十二年法律第三十四号)、平成十三年度における国民

年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律 の内閣総理大臣は、それぞれ小渕恵三、 る国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律 森喜朗及び小泉純一郎である。 (平成十三年法律第十三号)及び平成十四年度におけ (平成十四年法律第二十一号) が成立した当時

兆円となる。 間」という。)は、平成十二年度(二千年度) お尋ねの お尋ねの 「その期間において本来水準を超えて支払われた総給付額」について、 「特例水準が適用されていた期間 (西暦何年度から西暦何年度まで)」(以下 から平成二十六年度(二千十四年度)までであり、 機械的に推計すると約九 「特例水準の期

においてマクロ経済スライドは適用されないこととされていたところである。 金法等の お 尋ね 0 部を改正する法律 「特例水準が残った状態でのマクロ経済スライド調整が可能であったか」については、 (平成十六年法律第百四号) 附則第十二条等の規定により、 特例水準の期間 国民年

部を改正する法律等の一部を改正する法律 ところが必ずしも明らかではないが、 御指摘の 「この特例水準について、二〇一三~二〇一五年度までの三年間で解消する法律」 御指摘の (平成二十四年法律第九十九号) が成立した当時の内閣総理大 「特例水準の解消」等を行うこととした国民年金法等の一 の意味する

臣は、野田佳彦である。

は、 を確保するためのマクロ経済スライドが適用される前提条件が整ったところである。 ていた年金の給付水準を、段階的に当該本来水準に戻したものであり、これにより年金制度の持続可能性 お 尋 御指摘の ねの 「安倍総理が言うところの 「特例水準の解消」は、 世代間の公平の観点から、 「将来世代」 の年金額を確保することにつながったか」について 御指摘の「本来水準」に比べて高くなっ

問十二について

指摘の めることが重要であるとの趣旨を発言したものである。 と支出の差や貯蓄額を示した上で、今後、マクロ経済スライドによる中長期的な公的年金の給付水準の調 ってそれぞれの方々が望ましいと考える生活水準や働き方の希望 お尋ねの 寿命の延伸による高齢期の長期化が見込まれていることを踏まえながら、高齢期に備えた準備を進 「報告」は、 「政府全体の見解」 総務省の家計調査平成二十九年平均の結果に基づく高齢夫婦無職世帯の平均的な収入 の意味するところが必ずしも明らかではないが、 ・収入・資産の状況も様々である中、 高齢期の生活は多様であ 御